

労働災害防止等について

兵庫労働局 安全課

令和6年8月29日

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

労働災害発生状況（建設業）



表1 業種別（前年比較）

※()内は死亡（内数）

※労働者死傷病報告（休業4日以上死傷災害）により作成図()内の数値は死亡者数（内数）を表す

※ 新型コロナウイルス感染症のり患者数を除く

兵庫労働局

業 種	令和5年(1月～12月)		前 年 同 期		前 年 比 較	
	死傷者数 (人)	構成比 (%)	死傷者数 (人)	構成比 (%)	増減数 (人)	増減率 (%)
全 産 業	5,278 (25)	100.0% (100.0%)	5,130 (32)	100.0% (100.0%)	148 (-7)	2.9% (-21.9%)
製 造 業	1,140 (6)	21.6% (24.0%)	1,133 (8)	22.1% (25.0%)	7 (-2)	0.6% (-25.0%)
建 設 業	438 (8)	8.3% (32.0%)	449 (8)	8.8% (25.0%)	-11 ()	-2.4% ()
陸上貨物運送業	625	11.8% ()	658 (1)	12.8% (3.1%)	-33 (-1)	-5.0% (-100.0%)
農 林 業	52 (1)	1.0% (4.0%)	65 (1)	1.3% (3.1%)	-13 ()	-20.0% ()
上 記 以 外	3,023 (10)	57.3% (40.0%)	2,825 (14)	55.1% (43.8%)	198 (-4)	7.0% (-28.6%)

労働災害発生状況（建設業）

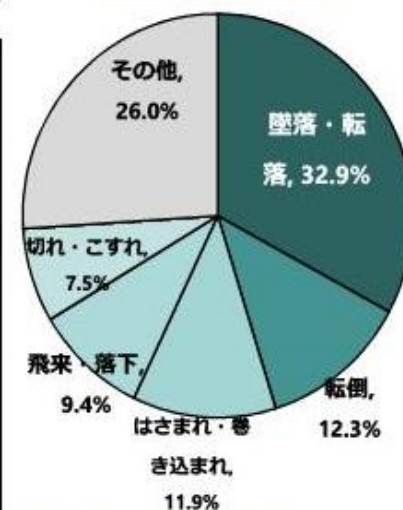


表2 事故の型別

※表中の数字は人数、（）内は死亡（内数）

グラフ 事故の型別

建設工事・事故の型別	死傷者数	(土木工事)	(建築工事)	(その他の建設)
墜落・転落	144 (2)	26	77 (1)	41 (1)
転倒	54 (1)	15	26 (1)	13
飛来・落下	41	6	23	12
倒壊・崩壊	7	1	6	
激突され	20 (1)	5	9	6 (1)
はさまれ・巻き込まれ	52 (1)	17	16	19 (1)
切れ・こすれ	33	5	18	10
高温・低温の物との接触	11 (1)	3 (1)	2	6
交通事故	17 (2)	4	5 (2)	8
上記以外	59	13	24	22
合計	438 (8)	95 (1)	206 (4)	137 (3)



「墜落・転落」災害が最も多く発生しており、全体の32.9%を占めています。

労働災害発生状況（建設業）



表3 災害程度別

※表中の数字は人数、（）内は死亡（内数）

建設工事・災害程度別	4日以上 2週未満	2週以上 1か月未満	1か月以上 3か月未満	3か月以上 6か月未満	6か月以上	死亡	計
土木工事	13	14	41	25	1	1	95 (1)
建築工事	36	33	70	50	13	4	206 (4)
その他の建設	20	33	45	29	7	3	137 (3)
合計	69 (0)	80 (0)	156 (0)	104 (0)	21 (0)	8	438 (8)

休業1か月以上となる災害が全体の66.0%を占めています。

表4 年齢別

※表中の数字は人数、（）内は死亡（内数）

建設工事・年齢別	～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳～	計
土木工事	2	10	8	17	26 (1)	18	14	95 (1)
建築工事	6	39 (1)	29 (1)	48 (1)	48 (1)	21	15	206 (4)
その他の建設	1	16 (1)	25	34 (1)	32	25 (1)	4	137 (3)
合計	9 (0)	65 (2)	62 (1)	99 (2)	106 (2)	64 (1)	33 (0)	438 (8)

60歳以上の高齢労働者が全体の22.1%を占めています。

労働災害発生状況（建設業）

建設業における死亡災害発生状況（兵庫県内）

兵庫労働局安全課

令和5年統計確定値※死亡災害報告によるデータ（把握順）

件数	災害発生		業種	事故の型	起因物	発生状況概要
	月	時間	小分類	分類項目	小分類	
1	2	13時台	機械器具 設置工事業	墜落・転落	開口部	コンベヤー更新工事で、サイロ7階のコンベヤー設置予定箇所である開口部から5.2m下の6階に墜落した。墜落制止用器具は着用し、開口部周囲に単管を設けていたが、臨時に取り外していた。
2	3	10時台	建築設備 工事業	墜落・転落	建築物 ・ 構築物	空調設置工事において、2階建て建屋屋上のパラペット上（幅約20センチメートル）で空調用ダクトに巻かれた保温材の外側にガルバリウム鋼板を貼る作業中、約1メートル下の地面に墜落した。
3	7	17時台	その他の土 木工事業	高温・低温 の物との接 触	高温・低温 環境	造成工事において、外周擁壁の型枠組立作業の補助作業に従事していた被災者が、作業を終了し片付けを行っていたところ、突然ふらつき始め、地面に横たわり、受け答えができない状態になったもの。
4	7	13時台	その他の 建築工事業	激突され	玉掛用具	移動式クレーンでH形鋼材を、つりクランプ1個で玉掛けして縦に吊り上げ、既存の柱の近くに移動して着地させたが、被災者が作業をしていたので、別の柱に再び移動しようと、H形鋼材を地切りして水平移動中に、H形鋼材つりクランプから外れて落下し、地面に落ち倒れて被災者に当たった。

労働災害発生状況（建設業）

建設業における死亡災害発生状況（兵庫県内）

兵庫労働局安全課

令和5年統計確定値※死亡災害報告によるデータ（把握順）

5	5	15時台	その他の 建築工事業	交通事故 (道路)	乗用車、 バス、 バイク	社用車で現場の見積もりに向かう途中、センターラインを越えてしまい大型トラックと正面衝突し、治療のため入院していた病院で後日死亡した。
6	12	10時台	機械器具 設置工事業	はさまれ、 巻き込まれ	高所作業車	被災者が高所作業車をバスケット内の操作盤で運転し、もう1人の労働者と2人で建屋側壁に排気フード設置用の開口を開ける作業を行った。その後、被災者が引き続き作業床を移動させていたところ、高所作業車のバスケットの手すりと建屋の屋根部材との間に頸部をはさまれた。
7	12	9時台	建築設備 工事業	交通事故 (道路)	トラック	被災者がダンプトラックを駐車場の前の道路にエンジンをかけたままサイドブレーキをかけて停車し、次に向かう別の工事現場の準備等のためにダンプトラックから降りたところ、ダンプトラックが動き出し、ダンプトラックの運転席側の側面と隣家の外構（塀）の間にはさまれた。
8	1	14時台	その他の 建築工事業	転倒	通路	一戸建て個人住宅において、被災者は窓枠サッシとガラスを結合するビード（ゴム枠）の交換業務が終わり、1階の庭で清掃作業の準備をしていたところ、後に転倒して地面で頭を強く打ち付け、治療のため入院していた病院で後日死亡した。

労働災害発生状況（建設業）



表1 業種別（前年比較）

※()内は死亡（内数）

※労働者死傷病報告（休業4日以上之死傷災害）により作成 函()内の数値は死亡者数（内数）を表す

※ 新型コロナウイルス感染症のり患者数を除く

兵庫県労働局

業 種	令和6年(1月～7月)		前 年 同 期		前 年 比 較	
	死傷者数 (人)	構成比 (%)	死傷者数 (人)	構成比 (%)	増減数 (人)	増減率 (%)
全 産 業	2,509 (19)	100.0% (100.0%)	2,542 (10)	100.0% (100.0%)	-33 (9)	-1.3% (90.0%)
製 造 業	550 (5)	21.9% (26.3%)	577 (4)	22.7% (40.0%)	-27 (1)	-4.7% (25.0%)
建 設 業	190 (6)	7.6% (31.6%)	217 (2)	8.5% (20.0%)	-27 (4)	-12.4% (200.0%)
陸上貨物運送業	325 (2)	13.0% (10.5%)	316	12.4% ()	9 (2)	2.8% (-)
農 林 業	39 (1)	1.6% (5.3%)	20	0.8% ()	19 (1)	95.0% (-)
上 記 以 外	1,405 (5)	56.0% (26.3%)	1,412 (4)	55.5% (40.0%)	-7 (1)	-0.5% (25.0%)

労働災害発生状況（建設業）



兵庫労働局安全課

建設業の労働災害発生状況（令和6年）

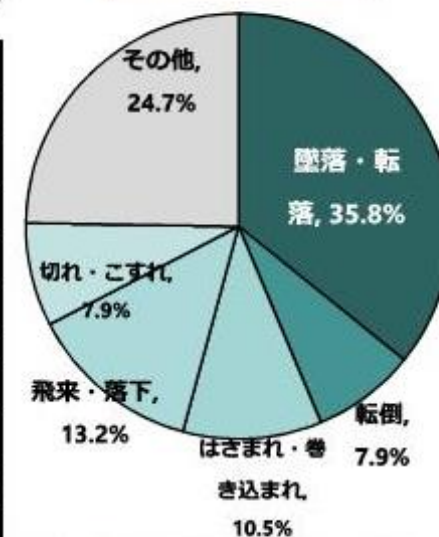
令和6年7月末速報値（労働者死傷病報告によるデータ）

表2 事故の型別

※表中の数字は人数、（）内は死亡（内数）

建設工事・事故の型別	死傷者数	(土木工事)	(建築工事)	(その他の建設)
墜落・転落	68 (4)	11 (1)	34 (2)	23 (1)
転倒	15	4	10	1
飛来・落下	25	7	8	10
倒壊・崩壊	6 (1)	3 (1)	3	
激突され	12	4	4	4
はさまれ・巻き込まれ	20	8	4	8
切れ・こすれ	15	2	10	3
高温・低温の物との接触	1		1	
交通事故	4 (1)		3	1 (1)
上記以外	24	8	11	5
合計	190 (6)	47 (2)	88 (2)	55 (2)

グラフ 事故の型別



「墜落・転落」災害が最も多く発生しており、全体の35.8%を占めています。

労働災害発生状況（建設業）



表3 災害程度別

※表中の数字は人数、（）内は死亡（内数）

建設工事・災害程度別	4日以上 2週未満	2週以上 1か月未満	1か月以上 3か月未満	3か月以上 6か月未満	6か月以上	死亡	計
土木工事	9	8	19	7	2	2	47 (2)
建築工事	17	12	34	18	5	2	88 (2)
その他の建設	9	10	20	11	3	2	55 (2)
合計	35 (0)	30 (0)	73 (0)	36 (0)	10 (0)	6	190 (6)

休業1か月以上となる災害が全体の65.8%を占めています。

表4 年齢別

※表中の数字は人数、（）内は死亡（内数）

建設工事・年齢別	～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳～	計
土木工事	2	5	9	11 (1)	11 (1)	8	1	47 (2)
建築工事	2 (1)	16	14 (1)	15	23	8	10	88 (2)
その他の建設	0	11 (1)	10	7	15	8 (1)	4	55 (2)
合計	4 (1)	32 (1)	33 (1)	33 (1)	49 (1)	24 (1)	15 (0)	190 (6)

60歳以上の高年齢労働者が全体の20.5%を占めています。

労働災害発生状況（建設業）

建設業における死亡災害発生状況（兵庫県内）

兵庫労働局安全課

令和6年統計速報（令和6年7月31日現在）※死亡災害報告によるデータ（把握順）

件数	災害発生		業種	事故の型	起因物	発生状況概要
	月	時間	小分類	分類項目	小分類	
1	3	11時台	その他の 土木工事業	崩壊、倒壊	地山、岩石	鉄道線路沿いの法面の石積みを補強する工事において、もたれ式擁壁の基礎部分として打ち込まれた杭（H鋼）周辺の土を整備する作業をスコップを用いて2名の労働者が行っていたところ、法面の石積みが崩壊し、1名は左脚が土砂に埋まったが、別の1名が全身が土砂に埋まって死亡した。
2	3	9時台	鉄骨・鉄筋コ ンクリート造 家屋建築工事	墜落、転落	足場	被災者は足場最上段にクランプを運んだ後、作業指示者へ次の指示を聞くために近づいたところ、足場ステージ上に荷揚げ用に設けられた開口部に気が付かず、約2.5メートル下まで墜落した。 墜落時保護帽は着用していたが、墜落制止用器具は装備していなかった。
3	4	11時台	土地整理 土木工事業	墜落・転落	締固め用 機械	宅地造成地において、被災者は現場内の工事用仮設道路をロードローラー（締固め用機械）を運転して別の転圧作業場所へ移動中、下り坂（傾斜約1.6度）に差し掛かった時、左前輪が法肩から脱輪し、高さ約3.5m（法面長さ7m）勾配3.0度の傾斜からロードローラーと共に転落し、運転席から投げ出され、被災した。

労働災害発生状況（建設業）

建設業における死亡災害発生状況（兵庫県内）

兵庫労働局安全課

令和6年統計速報（令和6年7月31日現在）※死亡災害報告によるデータ（把握順）

件数	災害発生		業種	事故の型	起因物	発生状況概要
	月	時間	小分類	分類項目	小分類	
4	6	9時台	鉄骨・鉄筋コンクリート造家屋建築工事	墜落・転落	建築物、構築物	スーパーマーケットの跡地において、電柱（高さ約10m）の根元から約50cmの位置に亀裂が認められたため、事業主及び労働者2名で当該電柱の撤去作業を開始した。被災者が電柱に登り、重機で電柱を引き倒すためのワイヤーを電柱の頂部付近に取り付ける作業をしていたところ、亀裂部分から電柱が折れ、命綱を電柱に取り付けていた被災者は地上約6mの高さから電柱と共に地上に墜落したものの。
5	6	13時台	電気通信工事業	墜落・転落	はしご等	被災者は、高所にあるテレビ引き込み線を切断するため、地上6m以上の位置に張られたワイヤーに移動はしごを立て掛け、地上から約4mの位置まで上り、はしごの踏み栈を足場代わりとして、立った姿勢で引き込み線を切断していたところ、体勢を崩し、地上に墜落したものの。
6	6	1時台	電気通信工事業	交通事故（道路）	トラック	不具合が発生した道路上の開閉器の改修工事において、配電柱上の昇圧器を止める作業の準備のため、片側2車線の道路に作業車2台を縦列に駐車し、周辺にラバーコーンを設置していたところ、後方から走行してきた2トントラックが警備員の誘導に従わず、駐車中の作業車及び被災者に接触し、当該トラックの貨物扉のノブに被災者の墜落制止用器具のランヤードが引っ掛かり、約40m引きずられたもの。

兵庫第14次労働災害防止推進5か年計画

兵庫第14次労働災害防止推進5か年計画のポイント

(2023年度～2027年度) 兵庫労働局



この計画は、国が定めた「第14次労働災害防止計画」（5年ごとに厚生労働大臣が策定）の目標を達成するために、兵庫労働局が重点的に取組事項を定めたものです。

現状の課題

- ◆ 労働災害の発生状況（令和4年（2022年））
死亡者数 32人（新型コロナウイルス患者を除く）
死傷者数（休業4日以上） 5,130人（新型コロナウイルス患者を除く）
- ◆ 労働災害は長期的には減少傾向ですが、転倒や腰痛等の行動災害が増加しています。
- ◆ 死亡災害は、建設業、製造業を中心に依然として多発する傾向がみられます。

計画の目標

【死亡災害】
2022年と比較して、2027年において15%以上減少させる。



兵庫14次防

【死傷災害】
2021年までの増加傾向に歯止めをかけ、死傷者数については、2022年と比較して2027年までに減少させる。

計画の重点事項

アウトカム指標、アウトプット指標は
※別表を参照してください

1. 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発
- 指標(ア) 2. 労働者（中高年齢の女性を中心に）の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進
- 指標(イ) 3. 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進
- 指標(ウ) 4. 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進
5. 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進
- 指標(エ) 6. 業種別の労働災害防止対策の推進
- 指標(オ) 7. 労働者の健康確保対策の推進
- 指標(カ) 8. 化学物質等による健康障害防止対策の推進

死亡者数・死傷者数の推移



出典：労働者死傷病報告

兵庫第14次労働災害防止推進5か年計画

▶ アウトカム指標（アウトプット指標を達成時に期待される結果） ※ 別表

(ア) 労働者（中高年齢の女性を中心に）の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

- ①増加が見込まれる転倒の年齢層別死傷年千人率を2027年までに男女ともその増加に歯止めをかける。
- ②転倒による平均休業見込日数を2027年までに40日以下とする。
- ③増加が見込まれる社会福祉施設における腰痛の死傷年千人率を2022年と比較して2027年までに減少させる。

(イ) 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進

増加が見込まれる60歳以上の死傷年千人率を2027年までに男女ともその増加に歯止めをかける。

(ウ) 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

外国人労働者の死傷年千人率を2027年までに労働者全体の平均以下とする。

(エ) 業種別の労働災害防止対策の推進

- ①陸上貨物運送事業における死傷者数を2022年と比較して2027年までに5%以上減少させる。
- ②建設業における死亡者数を2022年と比較して2027年までに15%以上減少させる。
- ③製造業における機械による「はさまれ・巻き込まれ」の死傷者数を2022年と比較して2027年までに5%以上減少させる。
- ④林業における死亡者数を、伐木作業の災害防止を重点としつつ、労働災害の大幅な削減に向けて取り組み、2022年と比較して2027年までに15%以上減少させる。

(オ) 労働者の健康確保対策の推進

- ①週労働時間40時間以上である雇用者のうち、週労働時間60時間以上の雇用者の割合を2025年までに5%以下とする。
- ②自分の仕事や職業生活に関することで強い不安、悩み、ストレスがあるとする労働者の割合を2027年までに50%未満とする。

(カ) 化学物質等による健康障害防止対策の推進

- ①化学物質の性状に関連の強い死傷災害（有害物等との接触、爆発又は火災によるもの）の件数を第13次労働災害防止計画期間と比較して、5%以上減少させる。
- ②増加が見込まれる熱中症による死亡者数の増加率※を第13次労働災害防止計画期間と比較して減少させる。

※ 当期計画期間中の総数を前期の同計画期間中の総数で除したものの。



兵庫第14次労働災害防止推進5か年計画

抜粋

▶ アウトプット指標（事業場が実施する事項）※ 別表

▶ 兵庫労働局の重点的実施事項（取り組むこと）【抜粋】

(工) 業種別の労働災害防止対策の推進

・「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン（荷役作業における安全ガイドライン）」に基づく措置を実施する陸上貨物運送事業等の事業場（荷主となる事業場を含む。）の割合を2027年までに45%以上とする。

・墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む建設業の事業場の割合を2027年までに85%以上とする。

・機械による「はさまれ・巻き込まれ」防止対策に取り組む製造業の事業場の割合を2027年までに60%以上とする。

・「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン（伐木等作業の安全ガイドライン）」に基づく措置を実施する林業の事業場の割合を2027年までに50%以上とする。

・陸上貨物運送事業等の事業場（荷主となる事業場を含む）に対して、「荷役作業における安全ガイドライン」を周知し、荷役作業時の墜落・転落災害の防止対策や荷の運搬中の労働災害防止対策を推進する。

・建設工事の設計段階から、施工作业の危険性を低減するため、建設業のリスクアセスメントの普及を促進する。
・「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」の普及促進を図る。

・機械による「はさまれ・巻き込まれ」災害が発生した事業場に対し、原因の究明と機械設備の本質安全化及び防護措置（停止と隔離）について重点的に推進する。
・非定常作業におけるリスクアセスメントの普及促進を図る。

・立木の伐倒時の措置、かかり木処理時の禁止事項の徹底を図るとともに、下肢を保護する防護衣の着用や木材伐出機械等の安全対策の徹底等を図る。
・「伐木等作業の安全ガイドライン」、「林業の緊急連絡体制設備ガイドライン」等について周知し、ガイドラインに基づく措置が着実に講じられるよう周知する。

「兵庫リスク低減MS運動（2期）」の概要

【位置付け】

「兵庫第14次労働災害防止推進5か年計画」における目標達成に向けた取組

- (14次防目標)
- ・死亡災害：2022年と比較して、2027年においては、15%以上減少させる
 - ・死傷災害：2021年までの増加傾向に歯止めをかけ、死傷者数については、2022年と比較して2027年までに減少させる

【取組期間】

令和5年度（2023年度）から令和9年度（2027年度）の5年間
（兵庫第14次労働災害防止推進5か年計画の取組期間）

【目的】

誰もが安心、快適に働くことができる環境づくりを実現し、『許容できないリスクがない職場づくり』を目指すために行うもの。

【スローガン】 『 残留リスクを見逃さず 達成しようゼロ災害 』

「兵庫リスク低減MS運動（2期）」の概要

【MS運動の概要】

MS運動は、経営トップによる強い決意（取組宣言）に基づき、職場でリスクアセスメント（危険性・有害性の調査）を漏れなく繰返し実施することにより、「残留リスク（措置後も残るリスク）」を出来るだけ小さくし、命を脅かすような重篤な災害が起きにくくすることはもとより、災害が起きて負傷したとしても、軽い怪我で済むような『許容できないリスクがない職場づくり』を目指すものである。

「(M)マネジメント(S)システム」の略語です。

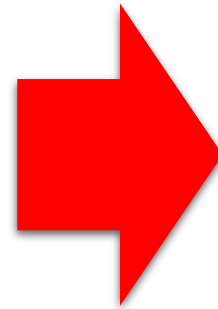
これは、会社を挙げて(組織的に)「職場に潜むリスク」の低減をするために、PDCAサイクルを回し、自主的に職場環境改善につなげていただきたいという意味を含めています。

リスクアセスメントについて

リスクアセスメントは、労働災害を防止するための予防的手段（先取り型）である。

後追い型

過去に発生した災害から学ぶ安全衛生管理



先取り型

潜在的な労働災害、疾病のリスクを未然に除去・低減させる

リスクアセスメントについて

リスクアセスメントとは、

作業場における危険性又は有害性を特定し、

それにより生ずるおそれのある災害（健康障害を含む）の重篤度（災害の程度）とその災害が発生する可能性の度合を組み合わせてリスクを見積り、

そのリスクの大きさに基づく対策の優先度の設定とリスク低減措置を検討し、

優先度に対応したリスク低減措置を実施し、
その結果を記録する一連の手法をいいます。

※ 「リスクアセスメント」は、狭義ではリスクの評価までをさしますが、指針では評価に基づき適切なリスク低減措置を実施するところまでを含んでいます。

リスクアセスメントについて

リスクアセスメントの効果

- ① 職場のリスクが明確になります。
- ② 職場のリスクに対する認識を管理者を含め、職場全体で共有できます。
- ③ 安全対策について、合理的な方法で優先順位を決めることができます。
- ④ 残されたリスクについて「守るべき決め事」の理由が明確になります。
- ⑤ 職場全員が参加することにより「安全」に対する感受性が高まります。

安全衛生対策の優先順位

1. 本質的対策

危険作業をなくすなど、危険箇所の除去等の措置。

2. 工学的対策

機械・設備の防護板の設置など設備的対策。

3. 管理的対策

教育訓練・作業管理等の管理的対策。

4. 個人用保護使用

保護手袋など個人用保護具を使用。

リスクアセスメントについて

リスクアセスメントとK Y活動（危険予知活動）

「リスクアセスメント」は、管理責任に基づく「職場の管理活動」です。

「K Y活動」は、現場レベルでの取り組みが基本となる「職場の自主活動」です。

どちらも「安全衛生先取りの手法」という共通点があります。

リスクアセスメントによって、マニュアルの整備・教育等の管理的対策も対象になったものは、その遵守徹底のためにK Y活動を活用します。

K Y活動で重大なリスクが発見された場合は、リスクアセスメントを行い本質安全化などの対策を実施します。

どちらか一方が他方を代替出来るものではなく、それぞれの活動を相互に補う関係にあるといえます。

墜落・転落災害の防止について

確認項目



作業床の設置	高さ2 m以上の高所作業においては、足場を組み立てる等の方法により作業床を設けましょう。
手すり等の設置	高さ2 m以上の作業床の端、開口部等には、手すり、囲い等を設けましょう。
墜落制止用器具使用	梁上の作業など作業床や手すり等の設置が困難なとき、荷の揚げ降ろし等で手すり等を一時的に開放するときは、墜落制止用器具を使用させましょう。
踏み抜き防止措置	スレート屋根等の上での作業では、歩み板、防網等を設けましょう。
足場からの墜落防止措置	足場（一側足場を除く）には、足場の種類に応じて、手すり、中さん等の墜落防止措置を講じましょう。
足場の点検の実施	毎日の作業の開始前や足場の組立て、変更時には、事前に足場の安全点検を実施しましょう。
作業主任者の選任	高さ5 m以上の足場の組立て・解体等の作業を行うときは、作業主任者を選任しましょう。
特別教育の実施	足場の組立て・解体等の作業に労働者を就かせるときは、当該労働者に対し特別教育を実施しましょう。
安全衛生教育	労働者を雇い入れたときは、墜落制止用器具の不使用など不安全行動が生じないよう、墜落・転落防止のための教育を行いましょう。

足場からの墜落防止措置が強化されています

1

一側足場の使用範囲が明確化されます

安衛則第 561 条の 2 (新設)

R6.4.1
施行

令和 6 年 4 月 1 日以降、幅が 1 メートル以上の箇所[※]において足場を使用するときは、原則として本足場を使用する必要があります。なお、幅が 1 メートル未満の場合であっても、可能な限り本足場を使用してください。

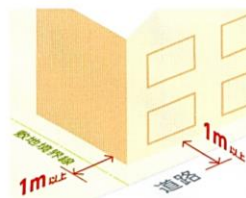
つり足場の場合や、障害物の存在その他の足場を使用する場所の状況により本足場を使用することが困難なときは本足場を使用しなくても差し支えありません。

※足場を設ける床面において、当該足場を使用する建築物等の外面を起点としたはり間方向の水平距離が 1 メートル以上ある箇所のこと。

●「幅が 1 メートル以上の箇所」に関する留意点

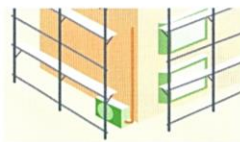
足場設置のため確保した幅が 1 メートル以上の箇所について、その一部が公道にかかる場合、使用許可が得られない場合、その他当該箇所が注文者、施工業者、工事関係者の管理の範囲外である場合等については含まれません。

なお、足場の使用に当たっては、可能な限り「幅が 1 メートル以上の箇所」を確保してください。

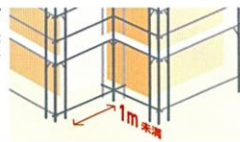


●「障害物の存在その他の足場を使用する場所の状況により本足場を使用することが困難なとき」とは

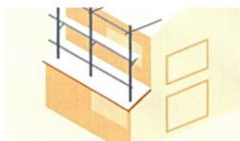
- ・足場を設ける箇所の全部又は一部に撤去が困難な障害物があり、建地を 2 本設置することが困難なとき



- ・建築物の外面の形状が複雑で、1 メートル未満ごとに隅角部を設ける必要があるとき



- ・屋根等に足場を設けるとき等、足場を設ける床面に著しい傾斜、凹凸等があり、建地を 2 本設置することが困難なとき



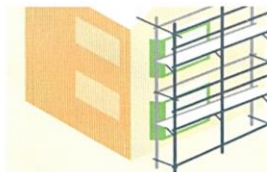
- ・本足場を使用することにより建築物等と足場の作業床との間隔[※]が広くなり、墜落・転落災害のリスクが高まる



※足場の使用に当たっては建築物等と足場の作業床との間隔が 30 センチメートル以内とすることが望ましいです。

<留意点>

足場を設ける箇所の一部に撤去が困難な障害物があるとき等において、建地の一部を 1 本とする場合は、足場の動揺や倒壊を防止するのに十分な強度を有する構造としなければなりません。



※図はイメージ。分かり易くするため足場は簡略化して図示しています。

ご清聴ありがとうございました